

少額投資非課税口座(NISA口座)のご案内

NISAとは、毎年一定金額の範囲で購入した株式投資信託等の分配金及び売買益等が非課税になる制度です。

	つみたて投資枠	成長投資枠
非課税投資枠	年間120万円	年間240万円
非課税保有限度額	1,800万円(内成長投資枠での利用は1,200万円)	
非課税運用期間	無期限	
口座開設期間	無期限	
対象商品	長期投資に適した 一定の要件を満たす投資信託	信託期間20年未満、高レバレッジ型、 毎月分配型を除く投資信託
年齢制限	満18歳以上 ※非課税口座を開設される年の1月1日時点	
払出制限	なし	
口座数	同一年中は一金融機関でのみ買付可能	
組み合わせ	2つの投資枠を併用可能	

*民法改正(成人年齢引下げ)により2023年1月以降、NISA口座を開設できる年齢は、「満18歳以上」となりました。

投資信託に関する留意事項

- 投資信託は預金、保険契約ではなく、元本や利回りが保証されるものではありません。
- 投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護対象ではありません。
- 当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6(書面による解除)の規定の適用はなく、クーリングオフの対象にはなりません。
- 投資信託は、組入価証券等の価格下落や組入価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動により基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- 投資信託には換金期間に制限のあるものがあります。
- 投資信託のご購入時には、買付時の1口あたりの基準価額(買付価額)に、最大3.3%(消費税込み)の手数料率と約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.5%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額の最大年1.87%(消費税込み)を運用管理費用(信託報酬)として、信託財産を通じてご負担いただきます。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。
- 当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は各運用会社が行います。
- 投資信託の運用による利益および損失は、お客さまに帰属します。
- 投資信託のお取引にあたっては、総合的な判断に基づき、お申込みを受付できない場合がございますのであらかじめご了承ください。
- 投資信託のご購入にあたっては、最新の投資信託説明書(交付目論見書)および補完書面、契約締結前交付書面等により必ず商品内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託説明書(交付目論見書)および補完書面は、当金庫の本・支店等の投資信託販売窓口にてご用意しています。
- 当資料は当金庫が独自に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

NISA制度に関する留意事項

- NISA制度の改正に伴い、従来の「一般NISA」および「つみたてNISA」(以下、「従来のNISA」といいます)での投資は2024年以降できなくなりました。
- 従来のNISAでの投資分は、2024年以降のNISAの非課税保有限度額(総枠)とは別枠で、当初の非課税保有期間終了まで非課税のまま保有することができます。ただし、当該非課税保有期間中、もしくは期間終了時に2024年以降のNISAに移管することはできません。
- NISA口座は、金融機関を変更した場合を除き、同一年に一人一口座(一金融機関)の開設となります。また同一年に複数の金融機関のNISA口座で、金融商品の購入はできません。
- NISA口座は、1年単位で金融機関を変更することができます。ただし変更しようとする年分の年間投資枠で、すでに投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。
- NISA口座以外の口座で保有されている投資信託等をNISA口座に移管することはできません。また、NISA口座で保有されている投資信託等を、他の金融機関のNISA口座に移管することはできません。
- NISA口座で設定されている年間投資枠は、保有している投資信託等を売却しても、その非課税枠の再利用はできません。また、その年の年間投資枠の未使用分を翌年以降に繰り越すことはできません。
- 累計の非課税保有限度額については、保有している投資信託等を売却した場合や、元本払戻があった場合は、翌年以降その非課税枠を再利用することができます。その場合、簿価(取得価額)残高方式で管理されます。
- 収益分配金をNISA口座で再投資する場合は、新たに年間投資枠を使用することになります。
- NISA口座内で生じた損益は税務上ないものとされ、他の口座で保有する投資信託・有価証券の売買益や分配金等と損益通算することができます。また損失の繰越控除の適用も受けられません。
- 投資信託の分配金のうち元本払戻金(特別分配金)についてはそもそも非課税のため、NISA口座の非課税メリットを享受することができません。
- NISA口座で購入できるのは、当金庫が取扱う投資信託の中でも一定の要件を満たすものに限られます。また、つみたて投資枠では定期的、継続的な方法での買付に限られますので、ご利用にあたっては定時定額購入取引のお申込みが必要です。
- NISA口座でつみたてNISAまたはつみたて投資枠を利用している場合、購入した投資信託の信託報酬等の概算値を原則として年1回通知いたします。
- 基準経過日(NISA口座に初めて累積投資勘定または特定累積投資勘定を設けた日からそれぞれ10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日)ごとにお客さまのお名前・ご住所を確認させていただきます。基準経過日から1年以内に確認ができない場合、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定への対象商品の受入れができなくなります。

投資信託のご案内

本パンフレットでは、投資信託のしくみ、特徴、リスク等を分かりやすくご説明しています。投資信託のご検討にあたり、ご一読ください。



Makes your happiness.

投資信託の特徴

- 1 少ない金額から購入できます**
株式投資や債券投資にはある程度まとまった資金が必要ですが、投資信託は少額から購入できます。
- 2 分散投資で、リスクを軽減できます**
値動きの異なるものに分散することにより、値下がりから受ける影響を抑えリスクの軽減を図ります。
- 3 投資の専門家が運用します**
経済、金融などに関し高度な知識を身につけた専門家がお客さまに代わって運用します。

投資信託と預金の違い

	投資信託	円預金
元本の保証	元本は保証されていません。元本割れすることもあります。	元本は保証されています。
分配金/利息	運用成績によって支払われる金額(分配金)は変化します。(分配金は支払われないこともあります。)	預入時に決められた利率により計算された金額(利息)が受け取れます。
預金保険制度の適用	対象になりません。	対象となります。
通帳、証書の発行	発行しません。代わりに各種報告書でお取引内容、お預り残高等をお知らせします。	発行します。
運用方法	集めたお金をとりまとめて、運用会社の指示のもと信託銀行が株式や債券などを売買し、得た収益を分配します。	集めたお金を企業への貸付や国債などで運用し、得た収益から利息を支払います。



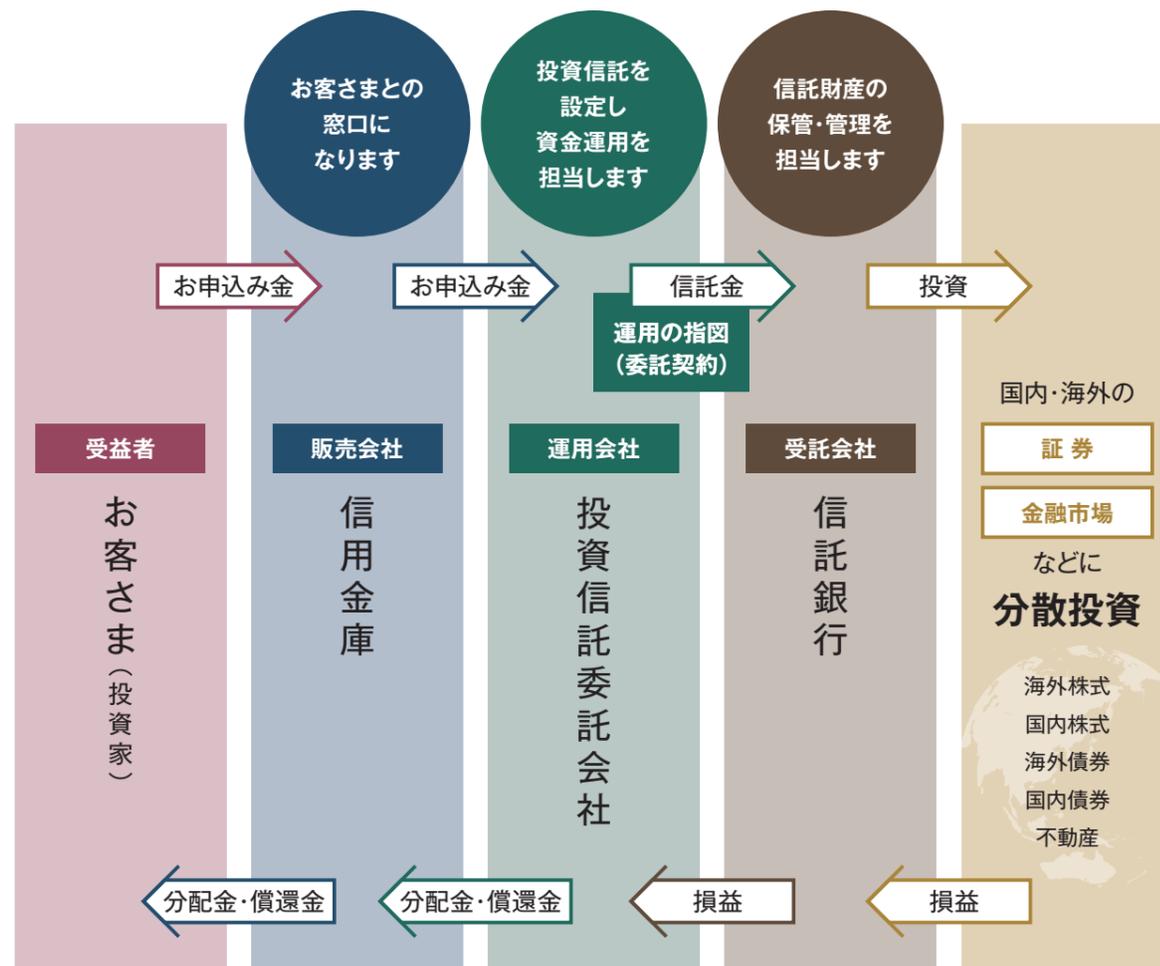
ナイスコミュニケーション

二本松信用金庫

商号等/二本松信用金庫 登録金融機関:東北財務局長(登金)第46号

投資信託のしくみと魅力

投資信託は、多くのお客さまから集めた資金をまとめて、運用の専門家である投資信託会社が高い情報収集力、調査・分析力を駆使し複数の株式や債券等の有価証券等で運用します。投資先も複数に分けてリスクの軽減を図ります。



さまざまなタイプの投資信託をご用意しています

投資対象・地域により、さまざまなタイプをご用意しておりますので、ご要望に応じてお選びください。

投資対象、地域による投資信託の種類

地域 投資対象	国内	海外
債券	国内債券型 主に国内の債券などに投資するファンド	海外債券型 主に海外の債券などに投資するファンド
株式	国内株式型 主に国内の株式に投資するファンド	海外株式型 主に海外の株式に投資するファンド
不動産投資信託 (リート)	国内不動産投資信託 主に国内の不動産投資信託に投資するファンド	海外不動産投資信託 主に海外の不動産投資信託に投資するファンド

内外・資産複合型
国内外および複数の資産に投資するファンド

投資信託の主なリスク

投資信託は値動きのある株式や債券などに投資しますので、投資信託の値段(基準価額)は株式、金利、為替などの動向や発行体の信用状況の変化等により変動します。したがって損失が生じ元本を割り込むことがあります。一般的に主なリスクには下記のものがあります。(下記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。)

価格変動リスク	投資信託が組み入れている株式等の価格は、国内外の政治・経済情勢、企業の業績、市場の需給等によって変動します。組み入れている株式等の価格が下落した場合にはファンドの基準価額が下がる要因となります。
金利変動リスク	金利の状況は絶えず変動しています。債券も償還前に売却される場合は金利変動の影響を受けます。概して残存期間が長い債券ほど金利変動の影響を受けます。一般的に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が下がる要因となります。
信用リスク	組み入れた有価証券等の発行体にかかる信用リスクです。発行体の経営・財務状況やそれらの外部評価等により、利息や元本が支払われる可能性が高いことを「リスクが低い」、逆に支払われる可能性が低いことを「リスクが高い」といいます。一般的に、債務不履行が生じた場合または予想される場合には発行体の有価証券の価格は下落し(価格がゼロになることもあります)、ファンドの基準価額が下がる要因となります。
為替変動リスク	円と外国通貨の交換レートは常に変動しています。外国の株式や債券などで運用する投資信託は基本的に為替変動リスクが伴います。外貨建証券が現地通貨建では値上がりしている場合でも、当該現地通貨の為替相場の対円での下落(円高)度合いによっては、当該証券の円ベース評価額が減価し、ファンドの基準価額および分配金に影響を与える要因となります。為替ヘッジをしていないファンドは、為替レートの変動が資産価値に影響します。
流動性リスク	有価証券等を売買する際、取引市場に十分な需要や供給がない場合など需給動向により希望する価格等で売買できなくなるリスクをいいます。一般的に、投資する有価証券等の流動性が損なわれた場合にはファンドの基準価額が下がる要因となります。
カントリーリスク	投資対象国において、政治や経済、社会環境などの変化等により市場に混乱が生じた場合や市場を取巻く制度変更等により予想外にファンドの基準価額が下落したり、運用方針通りの運用が困難となる場合があります。これをカントリーリスクといいます。一般的に新興国は先進国に比べてカントリーリスクが高いとされています。
不動産投資信託のリスク	投資対象となる不動産投資信託は、不動産を投資対象としているため、その不動産の価値や収益性に影響を受けます。また、自然災害や不動産にかかる法制度の変更等の影響を受けます。このことが基準価額の変動要因となります。

投資信託には費用等がかかります

投資信託のご購入、保有、換金にあたり主に下記の費用等がかかります。費用等は各商品により異なります。詳細につきましてはそれぞれの投資信託説明書(交付目論見書)、販売用資料等をご覧ください。

	購入	保有	換金	
			売却	償還
費用	購入時手数料 (消費税込)	運用管理費用 ^{※1} その他費用 ^{※1}	信託財産留保額	—
税金	—	普通分配金への税金 ^{※2}	譲渡益への税金 ^{※2}	

※1 運用管理費用(信託報酬)、その他費用(監査費用、売買委託手数料)はお客さまに直接お支払いいただくものではなく、保有ファンドの信託財産の中から間接的に支払われます。

※2 NISA口座でお持ちのファンドは除く。